

## < 3・9 団交報告 >

杉谷教養教育担当教員の教養教育院移籍問題で、

杉谷の教員の意向に耳を傾け、

より柔軟な対応をすることを要求

神川理事も柔軟な対応を約束

富山大学教職員組合

教職員のみなさん

組合は、3月9日、杉谷の教養教育担当教員の教養教育院移籍問題で団体交渉を行いました。法人側は、遠藤学長の委任を受けて、神田和明総務担当理事、神川康子教育担当理事が対応しました。

神川理事が、3月3日に杉谷で開催された、杉谷の教養教育担当教員の教養教育院移籍についての説明会の冒頭で、「これは交渉ではない、この条件で判断してもらおう」と、一方的で威圧的態度で臨んだことを最初に取り上げ、「このような一方的で威圧的な態度を改め、杉谷の教養教育担当教員の意向に真摯に耳を傾け、移籍条件についてもっと柔軟な対応をして、杉谷の先生方のやる気を引き出さないと、教養教育一元化をいっしょに成功させようという気にはならないのではないですか。」と指摘して、姿勢を改め、柔軟な対応をすることを要求しました。

その上で、杉谷の教養教育担当教員の心配事として、1) 教養教育の業務割合の問題、2) 教養教育院の研究・教育経費の問題、3) 任期制の適用除外の問題、4) 外国人講師、大学院日本語担当、助教など、個別的配慮を必要とする問題について質しました。

### 1) 教養教育の業務割合の問題

まず、教養教育院の専任教員にも、自由な裁量に基づき研究に従事する時間が50%を超えることを保障し、裁量労働制を適用することを確認しました。次に、「異動方針」の、「教養教育に関する業務割合」を、「全業務量の40～60%」にするという規定の、「全業務量」とは、自由な裁量に基づき研究に従事する時間を除いた、教養教育、学部、大学院などの業務量を意味すること、教養教育に加えて、学部、大学院なども担当する場合の教養教育のウェイトが40～60%であることを確認しました。次に、「教養教育科目の担当コマ数(年間7～9コマ)」という規定については、あくまで目安であり、学部、大学院などの授業も担当する場合は、すべての授業を合わせて、年10コマ程度を上限とし、

その60%程度は教養教育科目を担当するという柔軟な扱いができることを確認しました。

## 2) 教養教育院の研究・教育経費の問題

学内公募条件や「異動方針」に示されている「研究費」配分額は、教養教育院に配分される研究費の積算単価で、個々の教員にそのまま配分する額ではないことを確認し、個々の教員への配分方法については、教養教育院の教授会で議論して決めてもよいことを確認しました。現在、教養教育院では、職階の格差を付けず、均等配分されています。杉谷では、実験・非実験の格差を付けず、職階には格差を付けています。今後、当事者間で調整が必要になると思われます。

問題にしたのは、2018年度から、教養教育に係る学生当経費がすべて教養教育院に配分されることになっているのに、「異動方針」では、「専任教員個々に配分する経費ではない」としていることで、これまで学生当経費が個々の教員の教育経費として配分されてきた杉谷の教員にとってあきらかな不利益変更となっており、教養教育院を、他の部局と比べ、差別的に扱っています。これについては、「異動方針」で「学生当経費」の使途として挙げられている「教養教育の授業科目に係る経費」には、現在、杉谷で配分されている「実習経費」のようなものも含まれることを確認し、「授業科目に係る経費」として、個々の教員にも配分することができることを確認しました。

## 3) 任期制の適用除外の問題

現在、医学・薬学研究部に所属している教養教育担当教員にも任期制が適用されています。任期制が適用されていない教養教育院への移籍に伴って、任期制の適用除外となることの確認を求めましたが、「これについては、検討中」と、明確な回答を得られませんでした。

## 4) 外国人講師、大学院日本語担当、助教など、個別的考慮を必要とする問題

杉谷には、医学部・薬学部の英語教育のために学長が直接雇用している外国人講師、大学院留学生の日本語担当教員、実験補助中心で、授業担当経歴がほとんどない助教など、個別的考慮を必要とする教員がいます。3月3日の説明会の説明や、「異動方針」などでは、これらの問題について十分考慮されていませんでしたので、個別に協議し、柔軟に対応することを求め、そのことが確認されました。

## 杉谷の先生方

杉谷の教員の意向に耳を傾けることが約束されたので、意向調査書を提出する場合は、個々の先生方の要望などを詳しく書いた文書を添付していただければと思います